

告 示

埼玉県病院事業告示第三十一号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十七日から施行する。ただし、表短期入所の項は、平成二十八年十二月九日から施行する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表に次のように加える。

短期入所	日用品費	利用者の便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額	実費相当額
				実費相当額
駐車場	埼玉県立小児医療センター	外来（院内で検印を受けた者）	一 診察、検査等に要する時間 定額一〇〇円 ただし次の各号に該当する場合は無料とする。 イ 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている患者の車両 ロ 療育手帳④、A、Bの交付を受けている患者の車両 ハ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている患者の車両 ニ 身体障害者手帳を保持する者が運転する車両 二 上記以外の時間 二十分につき一〇〇円	

<p>外の者</p> <p>上記以</p>	<p>面会（一 面会に要する時間 病棟に 定額三〇〇円 入る許 ただし次の各号に該当する場合 可を受 は無料とする。 けた者 イ 身体障害者手帳1～3級の でかつ 交付を受けている患者への面会 院内で のための車両 検印を ロ 療育手帳④、A、Bの交付 を受けた を受けている患者への面会のた 者） めの車両 ハ 精神障害者保健福祉手帳1 級の交付を受けている患者への 面会のための車両 ニ 身体障害者手帳を保持する 者が運転する車両 二 上記以外の時間 二十分につき一〇〇円</p> <p>一時間につき一、〇〇〇円</p>